

慶弔・見舞金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本連盟の役員および関係機関役員等の慶弔・見舞金に関して、必要な事項を定めるものとする。

(範囲)

第2条 この規程の適用を受ける者は、次の通りとする。

(1) 本連盟役員

本連盟旧規約第19条に規定する(1)～(25)の各役員と元会長、元副会長。

(2) 関係機関

日本陸上競技連盟、日本学生陸上競技連合、各地区学生陸上競技連盟、各協力団体およびスポンサー等。

(慶事)

第3条 前条第1号に規定する本人に限るものとし、祝賀金は50,000円を超えない範囲で会長および副会長がその都度協議して決めるものとする。

(弔慰)

第4条 1. 第2条第1号に規定する役員に関する弔事には、別表に定める香典、供花、弔電をおくり弔意を表す。

2. 第2条第2号に規定する役員については、供花、弔電をおくり弔意を表す。なお、香典については50,000円を超えない範囲で会長および副会長がその都度協議して決めるものとする。

(見舞金・その他)

第5条 第2条に掲げる者のほか、会長および副会長が必要と認めたときは、慶弔・見舞金等をおくることができる。

ただし、慶弔・見舞金については50,000円を超えない範囲とする。

(規程の変更)

第6条 本規程の変更は、理事会の決議をもって行う。

(付則)

本規程は、2008年4月1日より施行する。

【別 表】

役 員	香 典	供 花	弔 電
会長	¥300,000	連盟名	連盟名
会長の配偶者	¥30,000	連盟名	連盟名
副会長	¥100,000	会長名	会長名
副会長の配偶者	¥30,000	会長名	会長名
専門委員長	¥50,000	会長名	会長名
専門委員長の配偶者	¥30,000	会長名	会長名
上記を除く役員	¥30,000	会長名	会長名
元会長	¥50,000	会長名	会長名
元副会長	¥50,000	会長名	会長名